「静岡県青少年課への質問書」回答記録

1999年9月16日　15：30～17：00　　於　静岡県青少年課

出席　　青少年課　木村（対策担当）　森下（有害図書担当）

静岡市の図書館をよくする会　天岸　大沢　佐久間　林

Q：静岡市の図書館をよくする会

A：静岡県教育委員会青少年課

Q　私達は質問書の回答を文書でお願いしたのですが、このように口頭でということになってしまいました。文書での回答ができないという理由をお聞かせください。

A　はじめは文書での回答をするつもりで決済をあげたのですが、通らなかったのです。

Q　文書による回答はできないという決済文書、口頭でこのように回答しますという決済文書はあるのですか。

A　そのような決済文書はありません。今からお話ししますので、それでご理解をいただく、ということでお願いします。

Q　新聞などに、市民団体からの質問書に県が回答文書を出したという記事が載ったりしています。静岡県全体で、文書による回答はしないと決めている訳ではないのですよね。他の課は出しても青少年課としては出さない、というこのなのですか。

A　そうです。出している課もあるでしょうが、全部ではありません。

Q　いまは行政をなるたけ透明にして、県民の意見も取り入れていこうということで、静岡県はいち早く情報公開制度をつくっています。これはたいへん評価できることなので、今回のような措置をされると、釈然としないものがあります。

Q　文書による公開なら、わかりやすい行政を目指すという県の目標に合っているのですが、しゃべったことは消えてしまいます。文書できちっと出せば、もしそれが正しければちゃんと評価されるでしょう？文書で出した質問に文書で回答する、そしてそれを互いに検討する、それがフェアなルールではないでしょうか。

A　はい、よくわかりました。

１　この本の有害図書指定は、図書館の蔵書に関わる指定であることを考慮のうえで、審議会に諮問をされましたか。また、この本に関して、市民の「知る権利」及び「図書館の自由」と関わる以上のような経緯があることをご存知でしたか。

A　当該図書が図書館に所蔵されていることは、新聞報道等により承知していました。

Q　等、ということは、新聞報道以外にも情報があったのですね。それは何でしたか。

A　議会の質問です。2月定例会です。

Q　図書館に所蔵されている事だけを知っていた、という回答ですか。廃棄要求があったことは知らなかったというのですか。

A　いや、そのことは質問に含まれていなかったのでﾉ

Q　ありますよ。「この本に関してﾉ以上のような経緯があることをご存知でしたか」

A　それも新聞報道等により、承知していました。

２　この本は現在絶版であり、図書館以外での入手は困難であることをご存知でしたか。

A　当該図書が絶版になっている事は承知していました。

３　一般の書店で流通しておらず、県内で確かに利用できるのは静岡市立中央図書館所蔵の１冊のみというこの本を、有害と指定することで“青少年のための良好な環境整備”にどのような効果があるとお考えですか。効果的とお考えの場合は、その理由をお教えいただけますか。

A　当該図書は書店において販売されたものであり、青少年のための良好な環境を整備する上で、有害指定が必要であると考えました。

Q　理由は？

A　理由といわれても困るんですが、こちらとしては、一般の方から要請がありまして、審議会にかけたのですから、審議会が必要と判断したということです。

Q　いや、そうではなくて、青少年条例は、販売・貸付を規制するというものですよね、それに対してどう有効と考えたのか、お聞きしたいのです。書店では販売されていなくて、図書館に1冊だけ有るような本を指定して、具体的にどういう成果を期待されたのですか。

A　規制は流通だけではありません。閲覧も含まれています。いったん販売されたものは、どこにあるかわかりませんから。全部が消えて無くなったのでない限り、買っている方がいて、その回りにも青少年はいる可能性がある、ということです。

４　日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」について、どうお考えですか。この宣言は、青少年にとって良好な環境を整備することと矛盾するものと思われますか。

A　青少年に有害な図書類を、青少年に販売し、貸し付けし、閲覧し、視聴させることは、青少年の健全な育成をはかる上から、制限しなければならないと考えております。

Q　「図書館の自由」とは矛盾する、という回答ですね。

A　制限自体について、私達はコメントする立場にないじゃないかと思います。

Q　矛盾するのかしないのか、県としての判断を示していただきたいから質問したのです。

A　判断する立場にないということです。逆に、うちの方の説明でおかしい事があると思うなら、言ってきていただければいいのじゃないでしょうか。

Q　するとこの質問については回答がなかった、ということになるのですか。

A　今後の検討課題だということですね。今すぐ○か×かという事で答えると大きな問題になってしまいますので。

Q　こうした行政事務は、県民の権利を制限するものですから、運用は慎重にして欲しかったですね。

５　有害図書指定に関する条例や指定図書・審議内容を、一般の県民が検討したり学習したりするためには、対象となった図書を参照しなければなりません。その場合、一般の県民は、そうした図書をどこからどのように入手するのが適当だとお考えになりますか。

A図書館はそうした入手手段の一つとは考えられませんか。

B青少年自身には、こうした検討・学習に参加する資格がないとお考えですか。

A　図書類の入手は、書店からの購入、図書館等の閲覧・貸出さまざまな手段があると考えます。青少年自らが、青少年の良好な環境整備について学習することを否定するものではありませんが、青少年に有害な図書類を青少年に販売し、貸し付けし、閲覧し、視聴しまたは聴取させる事は、制限しなければならないと考えております。

Q　では、検討・学習に参加する資格はないということですか。

A　自分たちにどういう制限が加えられるかを勉強するのはいいのですが、有害図書に指定されたものは読んでいただきたくない、というのが県の立場です。

６　仮に図書館で有害図書規制を行うことが必要になった場合、可能な限り市民の知る自由を守る図書館の立場からは、条例により＊小学生以上かどうか、＊１８歳未満であるかどうか、＊未婚か既婚か、の確認をする必要が生じますが、それは同時にプライバシー侵害の危険をも生じさせます。こうした問題にどのように対処すべきだとお考えになりますか。

A　図書館において、この本の利用希望者から上記のような条件に該当しない旨の本人の申告があれば、図書館による証明書等の確認は不要と考えて差し支えないでしょうか。

A　条例第4条です。「凡ての県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するように努め、これを阻害する恐れのある環境から青少年を保護しなければならない」と規定しています。また、条例第9条第8項「何人も、青少年に対し、有害興業又は有害図書類を観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ若しくは聴取させてはならない。」と規定されています。この条例が遵守されるようお願いしているところであります。

Q　質問は、青少年の特定をどうするのか、それはプライバシー保護と矛盾するが、どう対処すべきだと考えているのか、というものです。その点をお答え下さい。

A　ま、作った回答案ではこういうことになっているのですが。

Q　青少年に対する規制ですよね、だからこの条例に規定する青少年であることを特定しなければなりませんよね。身分証明書でも提示させるべきだというのですか。すると、かなりプライバイシーに踏み込むことになります。

A　この質問について、趣旨がよくわからなかったものですから。図書館はまったく利用者を特定せずに貸し出したりしているのかな、と。利用カードとかもないのですか。

Q 閲覧に関しては一切制限ありません。まったく自由です

A　閲覧について、図書館は記録とかはとらないのですか。口頭で確認するだけでも、プライバシーの侵害になるのですか。

Q　もちろんです。わたしたち利用者の立場からすれば、たいへん問題です。

A　その本が条例で指定をうけているので、と言っていただくしかないと思います。すべての人に聞く訳じゃないですから。条例にいう青少年は１８才未満ということですから。

Q　だって、見ただけじゃわからないでしょう？というか、人を見かけで判断したらいけないでしょう？あなたは１８才未満ですか、結婚してますか、と確認させられるんですか。

A　確認はしていただきたいですね。そういう条例ですから。次へ行っていいですか。

Q　Aがあります。

A　なんだっけ？　ええとﾉ、いいじゃないでしょうか。ただ、付け加えるなら、明らかに小学生とわかる、たとえば名札をつけているような場合ですね、１８才未満ではありませんと申し出ても、はいそうですかと言ってもらっては困るんで、常識の範囲内で判断していただきたい。ま、しかし、これは付け加えですから。

Q　じゃ、正式な回答は「さしつかえない」ということですね。

A　はいそうです。

７　以上のような点を考慮に入れたうえで、あらためて、この本の指定について、審議をやり直す必要があるとはお考えになりませんか。

A　審議をやり直すことは考えておりません。

８　この本を「静岡県青少年のため良好な環境整備に関する条例」（以下、条例）の対象として審議会に諮問すると決定した経緯と、諮問する基準をご説明ください。

A　条例９条の規定により、一般からの申し出があったので、第１８条の規定に基づいて諮問しました。

Q　諮問する基準は？

A　特にございません。

Q　申し出があったものはすべて諮問するということですか。基準とか規定とかないのですか。

A　ありません。

Q　どういう本でも、どういう団体でも、申請してきたものは全部諮問する、という理解でいいですか。

A　そうですね。条例１９条がそういう書き方になっていますからね。

Q　しかし何を諮問するかの意志決定は、青少年課で行うわけですよね。

A　県民から申請のあったものについて、ここでフィルターをかけてはまずいですから。意志決定はあくまで審議会が行うということです。１９条は、広く県民に門戸を開けという趣旨ですから、事務局で規定とか基準とかを設けるのでは趣旨に反するでしょう。これがきっかけで毎月何百冊と申請が出るようになれば、審議会の能力を超えてしまうので、会長が基準を作れといえば、それは作るかもしれませんが、今のところないです。

９　この本どの部分が、条例のどの部分によって有害だと判定されましたか。

A判定は個別箇所によるのですか、全体の文脈によるのですか。

Bすべての読者が一律にそのように反応すると認定したのですか、あるいはたとえ一部でもそのような反応をする者がいるなら、全員を規制すべきだとの考えによるのですか。

A　青少年に有害な図書類の指定は、「静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準」に照らし合わせて指定されております。

Q　具体的にはどの条文ですか。

A　“（3）著しく道義心を傷つけるもの”のうち、“（カ）背徳的な男女関係を魅力的に取り扱ったり、又は肯定するような表現をしているもの”と“（キ）売春を正当視したり、女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの”ということで、審議会では決定されました。

Q　Aは？

A　審議会の委員さんに読んでもらって決めましたが、特にどの箇所がどうという話は出ませんでした。全体を読んでもらって判断されたのですから、どちらかといえば全体の文脈によると言えるのじゃないでしょうか。しかしこれは委員の先生が決める事ですし、事務局があれこれ言うべきではないと思います。

Q Bについては？

A　委員の先生にお願いしていることですから、先生方がどのようにか判断されたということですね。

Q　それじゃ問い合わせていただけますか。このような質問が来ているので、どのように判断されたか見解をお示し下さい、と。

A　いや、そいうことは。

Q　これは諮問ですよね、諮問というのは意見を聞くことですね。だから最終的な意志決定は県がするのでしょう。

A　知事ですね。教育委員会は執行機関ですから。

Q　有害図書に指定したのは静岡県ですし、その決定に対して説明責任を持つのも県でしょう。それなのに、審議会の委員しかしらないよ、では困ります。

A　出席した委員の先生は全員、有害と判断されました。

Q　で、県としては？

A　委員の先生が全員一致で判断されたのですから、そうなのだろう、と。諮問というのはそういうものでしょう。

Q　つまり、この本を読んだすべての青少年が、「この本は売春を正当化している、だからやっていいんだ」と思うであろうと判断して、有害図書に指定した、そういう回答なのですね。

A　危険性のあるものですよ。

Q　たとえば、読んだ10人のうち、１人くらいはそそのかされるにしても、のこり9人が、これはひどい、こういう主張は許されないと判断するなら、危険性があるとはいえないでしょう。

A　まあ、どっちにしろ青少年の人格形成には必要ない本だろうということですね。

Q　しかしタイとかでは、実際に売買春は行われているわけですね。そして今、高校生などが、そうしたアジアの状況について積極的に学ぼうとしている。日本はいいことばかりしているのではない、ひどいことをしている部分もある、という事だって、きちんと知る必要はあるでしょう。図書館が、選書会議でなぜ購入を決めたかといえば、ひどい部分もあって、それに抗議する市民運動との交渉記録ものっていて、だから資料的価値がある、というのが理由だそうですから。高校生にだって、そういうことを学習する権利はあると思うのですよ。それを、少しでも危険性があれば有害だ、と決めつけるのは・・

A　青少年は判断が未熟ですから、読んでるうちにのめり込んじゃう危険性は有ると思います。

A　日本人がアジアでやっていることを知りたいなら、たとえば普通の週刊誌なんかが書いてますよね。5月頃でしたも、日本の二十歳前後の若者がタイでどうこうしている、という記事がありました。そういうものを読めばわかります。それに、あの本の前半は、日本人の行動についてのレポートではないですね。どこそこへ行けばどいうふうに買えるよ、というはなしでしょう。私どもが扱っているビデオで言えば、前半で男女が絡み合っている場面が続いて、後半に評論家が何か言っていたって、これは資料だとは言えませんよ。

Q　しかし物理的に、というか、特定が容易な映像と、一般書では話が違います。しかも理由が“著しく道義心を傷つけるもの”ということですから、人によって価値判断がいろいろあるはずです。それが問題なんです。

Q　たとえば、この本が有害指定された同じ月に書店に出回っていた本の中には、もっと露骨な、ソープランドでの女性の値段が書いてあるようなものだってあります。そういうものをではなくて、この本だけ、しかもすでに流通していない、図書館に１冊しかないものをなぜ指定するのか、その理由がどうしてもわからないんですよ。

A　図書館が蔵書として持っているかいないか、審議会としてはべつに問題にしてはいません。とにかく有害なものは有害と判断して、青少年の手に渡らないようにする、ということです。

Q　青少年に良好な環境を整備する、というのが条例の目的だとすれば、青少年が最も手に取りやすいものを規制するのが順当だと思うのですが。それなのに書店に流通しているものはほっておいて、図書館に１冊しかないものを指定するんですか。それで、青少年に良好な環境整備に寄与しました、と言われても、納得できません。

A　今までに有害指定されたものを見ていただければわかると思うのですが、主としてコミックで、青少年の立ち入りやすい場所に置かれているものです。通常はまさに先ほど言われたとおりにやっています。ですから今回が特殊なわけで、おっしゃっていることはよくわかります。

A　写真類は包括指定で禁止きるからいいのですが、問題はマンガなのですよ。これが一括指定方式がとれないもんですからジレンマがあるんです。他県では、マンガ・雑誌類も包括指定になっている所もあるんですが、静岡県では、包括指定方式をとるときにマンガ・雑誌類ははずしたんですよ。そういう経過があるもんですから。実はいま、他の県民の方から、自販機規制で、条例をもっと厳しくしろという要望がでていまして、それもうちの部局で扱わなければならないので、たいへんなのです。

A　表現の自由ということですが、あくまでも、青少年に対する規制なんです。実際、興業の場合は物理的に入場規制していますし、テレビなどの場合は、これからは大人の時間ですとか、テロップが流れるでしょう。

Q　だからそいうのは映像規制なわけで、“道義心”などという、非常にあいまいなものとは話が違うと思います。

A　認定基準の（３）ですか。あれには内容が何項目か書いてありますから、それをご覧いただければ。

Q　例えば「宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪を持って表現しているもの」とあります。字義通りに読めば、オウム批判の本なんか、該当するものがずいぶんあるんじゃないですか。指定はしないんですか。

A　申請があって審議会の答申があればですね。あと、オウムについてはいろいろな裁判で判決が出ていますから、それがどう反映されるかですね。

A　まあ、審議委員の先生方はできるだけ広い立場からお願いしていますから、その先生方への信頼を担保にするしかしょうがないな、と、私どもは考えています。

Q　つまりですね、法律とか条例というのは、公平に運用されて初めて信頼されるわけでしょう。今まで有害指定されてきたのは、このあいだ情報公開で見せていただきましたけれど、全部コミックポルノで、まあ同じ水準のものばかりでした。しかし今回の指定は、同じような水準の本がほかにたくさんある中で、たった２冊、タイ関係という特定のものだけでしょう。極めて恣意的だと思わざるを得ないんですよ。

A　申請があれば審議会にかけなければなりませんし、審議委員の先生方に見てもらって、有害だということになれば、これは指定せざるを得ないと思います。１９条の趣旨がそうですから。事務局が勝手に判断することはできませんよ。

Q　審議会にかけるまではいいんですよ。でも、どういう答申が出ようとそれについて最終的に決定するのは県でしょう。有害指定の責任は県にあるでしょう。

A　審議委員が全員一致で決定したものを、県としてひっくりかえすことはできませんよ。それじゃ審議会が何のためにあるのかということになっちゃうじゃないですか。

Q　だから、審議会が何と答申しようと、最終決定したのは県なんだから、審議会が決めたことですから私たちは知りません、ではなくて、責任者としての責任ある回答をして下さい、と言っているんです。もし、審議会での決定理由をはっきり聞いていないというのであれば、今からちゃんと聞いて、県として説明できるようにしてください。

A　さっきも言ったように、全体で、ということだと思います。特にこの箇所がどう、という話は出なかったように聞いています。

Q　それ、伝聞でしょ？はっきり確定した返事をして下さい。もし、審議会にすべておまかせ、というなら、こういう回答をするがそれでよいでしょうか、と委員に聞けばいいでしょう。

Q　それに審議会がどう審議するかにかかわらず、Bなどは、県として一定の基準をもっているべきものじゃないでしょうか。たとえ一部でも危険性があれば、ただちにすべて禁止する、というのでは大変です。

A　いや、これは質問が極端すぎると思いますが。

Q　審議会の委員の方は、全員がこれはひどい本だと判断されたわけで、つまり道義心を傷つけられたのではなくて、むしろ道義心を発揮されたのでしょう。それなのに、青少年は全員がそのようには判断しないであろう、と想定したのですか。

A　それはそうじゃないでしょ、もちろん。良識ある高校生だってたくさんいるわけですから。

Q　だから、やはり一定の基準は必要でしょう。本は、読もうと思えばどのようにでも読めてしまうものですから。もし１人でも有害な読み方をする可能性があれば禁止する、というのでは、聖書だって禁止しなくてはならなくなりますよ。

A　まあ、青少年の健全な育成には適さない本だということでしょうね。何人中何人、と数字が必要だっていうことですか。

Q　ある程度、誰でもが納得できる、公平な基準が必要だろう、と言っているんです。道義心なんて、思想・信条とか、年齢とかで、いろんな考えを持っているいろんな人がいるわけですよ。それを、何の基準もなしに、ただ審議会の委員さんがそう思ったからというだけで決めちゃうんですか。

Q　たとえば、さっき例に出した宗教に関する項目ね、あれ、委員さんが何の宗教を信じているかで、ずいぶん判断が違ってくると思うんですよね。審議会の委員さんの宗教はどうなっているんですか。創価学会員とか、いらっしゃるんですか。

A　そんなこと言えば、全部入れなきゃならないしね。

Q　それができないから、だから明文化された規定とか基準が必要じゃないですか。

A　県民投票でもすれば一番わかりやすいんでしょうが、それは無理だから、各界から代表ををつのって審議会を作っているんで、そこの意志というのは県民を代表している、という考え方です。普通の良識ある県民の代表から、県がお考えを伺っているのでして。

Q　それにしても、その委員が代表として守るべき規定は、県民に説明する上でも必要だと思います。本を選ぶときのものさしが。

A　先ほどの「認定の基準」では足りないのですか。

Q　これ、全くどうにでも解釈できちゃうんで、基準なんて言えないですよ。“（ア）民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの”なんて。民主主義の原則に反する思想や行動ってなんですか。極端にって、どのくらいなら極端なんですか。

A　その基準に従って、委員の先生が判断されるわけです。

Q　ヒトラーの「わが闘争」なんて、この基準でいけばまさに有害図書だということになりますね。でも指定されていない。

A　焚書抗儒じゃないですから、その本がなくなる訳じゃないし、大人なら読めるんです。ただ青少年にとってということなんです。最高裁の判決にもあります。青少年は取捨選択する能力が未発達だから、ある程度情報を制限されてもやむを得ないだろう、と最高裁の判事さんが言っておられます。

Q　ある程度というのがどのくらいなのか、どこからどこまでなのか、わからない。ある程度とか、著しくとか、極端にとか、あいまいな言葉ばかりです。

A　だからこの基準に基づいて審議会で審議するということです。

Q　公共の福祉のためとはいえ、県民の権利を制限する条例ですからね、その基準はぜひ県民にわかりやすく説明していただきたいですね。

A　認定基準に従って委員の先生にお願いしていますから、先生方の良識にかかってくるとは思いますがね。条例をここまで整備してだめと言われるなら、今はやりの住民投票でもやるしかないですか。

Q　条例自体をうんぬんしているんではないんです。権利の制限に際して、明確な基準と見解を示してくれといっているんです。何を質問しても、いやそれは審議会で決めたことですから、ということでは返事になりません。審議会ではどういう価値基準によってどういう議論がされたのか、記録とかはないのでしょう。

A　出席した委員の先生方は全員一致で、この本全体について、これは青少年には見せるべきではないと。

Q　はっきり聞いていただけます？今までの質問で、審議会が決めたことだから、と回答のあった項目について、審議会としてはどのような見解を示されるのか、と。それとも、わたしたちが直接審議会の委員さん方に質問する機会を作ってくださるのでもいいですが。

A　全体の文脈、ですか。内容と同じですね？

Q　違います。一冊全体を通して現れる意味のことですから。

A　審議会での話では、全体の内容ということだったと思います。前書きなどには、いろいろきれいな事が書いてあるし、後ろには話し合いの記録ものっているけど、これは見せかけじゃないのか、という感想をもたれた委員の先生もおられました。

Q　では、それが県の公式回答だと受け取っていいのですか。

A　そうですねえ。全体のﾉ文脈と言うより内容が、ということですねえ。

Q　なぜこの質問をしたかというと、そもそもあの本の全体の文脈がどういうものかというのは、議論があるからですよ。それをどう判断したのか。前書きや後の記録も含めて、その全体の文脈の中で、県としては、これは売買春を奨励している本だと判断された、そういうことですね。

A　そう言われると、最初の頁から最後の頁まで全部悪いようになっちゃいますが、別にそこまで言ってはいないので。最後の記録の部分だけ除外すればいいんですか？

Q　類似の多くの本が指定されない中で、この本だけ有害だと言われるには、きっとそれなりの理由を認めたのであろうから、その理由をお聞きしたいと言っているんです。何かを指定するということは、残りは指定しないと決めたことになるでしょう？その残りの、指定されなかった本に比べて、指定されたこの本が突出していると認定した理由です。

Q　10番の質問にはいってしまいますが、著しく、とありますよね。著しくなければ指定しないんでしょう？つまり指定されなかった本は著しくなかった、で、この本はそれと比べて何がどのように著しかったんですか。

10　条例第9条には、"---図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴若しくは残虐性を助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させることがその健全な育成を阻害すると、認めるときは（略）有害な図書類として指定する事ができる"、とあります。この条文の次の用語について、明文化された定義がありますか。

A 著しく（類似の他の図書類との差異の判定基準）

B　性的感情を刺激し（刺激さるか否かの判定基準。具体的な内容の定義。）

C　粗暴性（具体的な内容の定義・基準。）

D 残虐性（具体的な内容の定義・基準。）

E 道義心（具体的な内容の定義・基準。）

特に道義心の内容は、思想・信条・生活習慣・宗教などによって大きく異なります。それを一律規制することに対する問題を、どう回避していると考えているか、またその方策として何をされているのか、具体的にお答え下さい。

A　9番と10番は連動しているんですね。これも今までの回答と同じです。基準があって審議会の先生にお願いしている、そういうことです。認定基準のほかに明文化された基準はありません。審議会の委員の先生は、なるべく広い範囲でお願いしています。なるべく、ですよ。

11　この条例は青少年に対する販売・貸し付け・閲覧などを禁止しています。従って、青少年を特定しなければ規制できません。

A この特定および規制は、この条例が対象とするところで、今までどのように実行されてきましたか。

B どのように特定および規制するのが適当だと指導されてきましたか。

C この特定および規制が、条例第2条にある、“この条例を適用するに当たっては、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう留意しなければならない”という箇所に抵触しないよう、どのような配慮または指導をされてきましたか。

A　有害図書類の指定については、認定基準に照らし合わせて、慎重に審査しております。また条例の適用にあたっては、県民の権利及び自由を不当に制限しないように留意しております、ということです。

Q　え？AやBは？

A　包括的に回答するとこうなります、ということです。

Q　青少年の特定は、具体的にどのようにされてきたんでしょうか。

A　書店では、有害図書は店員の見える位置におく、他の雑誌と分けるなどですね。

A　各機関へのお願い文書がありますが、あのお願いでやっていただいているということです。

Q　特定の方法については任せている？

A　お願いしたのですから、あとは店の責任ですよね。条例にありますから。通報があったら、摘発されるなり罰金払うなりね。

Q　青少年の特定方法については、何の規定もないし、県としての方針もないのですか。書店などに指導もされてないんですか。

A　そういう指導はしていないです。条例を遵守していただくようにお願いしているということですね。

12 この指定による規制の対象に公共図書館は含まれていますか。いるとすればどの条文のどういう解釈によるのでしょうか。

A　第9条に何人も、とありますが、図書館もこれでお願いしたいということです。

13　条例第11条によれば、“指定をした理由が無くなったと認めるときは、これを取り消すことができる”とあり、また第19条によれば、“何人も（略）取り消しをすることが適当であると認めるときには、知事に対し、その旨を要請することができる”とあります。指定取り消し申請が出された場合、どのような手続き・審査によって取り消すか否か判定されますか。その時の手続きおよび判定基準が明文化されていたらお示しください。

A　指定の取り消しについては、条例第11条の規定により、指定の理由がなくなったときには取り消すことができます。その場合、関係審議会に諮問することになります。

14この質問に対する回答や審議会議事録の内容について、あるいは有害図書指定条例について、広く県民が参照して討議できるよう、また県の決定について情報公開がすみやかに行われるよう、審議会議事録と審議の対象となった図書資料を、県立図書館および県民サービスセンターに置いて公開する可能性はありますか。

A　条例の適用については、広く県民の協力を必要とすることから、情報の提供については積極的に行っております。審議会議事録はインターネット等でも公開しております。

Q　問題の本も公開していただきたいのです。

A　え？本を？

Q　審議会の議事録と当の本をあわせて読まなければ話がわかりませんし、議論もできませんから。今まで有害指定された本は全部、2年間ですか？青少年課に保存されていますよね。今度の2冊についても同じようにしていただきたいのです。

A　それは要望ですか。

Q　今までの有害指定された本と同じように、収集し、保存し、公開する用意がおありですか。

A　現状ではすぐにはできないと思います。県立図書館も県民サービスセンターもいっぱいで、置くところがないですから。手っ取り早い情報公開として、議事録とか書名とか出版社とかはをインターネット上に流す事は可能だと思います。有害図書の書名を出すことは、逆情報になってしまうかもしれませんけど。

Q　これまでの指定図書は、青少年課で全部保存していますね。そのおかげで、わたしたちは情報公開で現物を確かめる事ができました。それと同じように、今回の2冊の本についてもきちんと収集・保存して、情報公開請求があれば公表できるようにしていただきたいのです。

A　ああ、本を持ってろというんですか。で、請求があれば見せろと。

A　確かに、これに限らず今までやってきたことですから、その一環として努力しなくちゃいけないですね。

A　県民サービスセンターに置いて一般に公開しろというのは、有害指定された本ですからできませんが、青少年課で収集して情報公開の請求があったときは提供するというなら、確かに必要な事ですね。絶版になっているので入手は難しいでしょうが、そういう方向で検討していきたいと思います。

Q　それから、質問書には無いことなんですが、毎日新聞の7月29日の記事のことでお聞きします。“担当の青少年課は「青少年に害があると思い、審議会に判断をゆだねた。表現の自由はあるが、このような本を作る方に考えていただきたい」と語った。”とありますが、これはどういう意味なんでしょうか。

A　さあ、こんなこと誰が言ったのか。意味といわれても、書いてある通りとしかお答えしようがないですね。

Q　新聞記事になれば大変影響力があるし、記録としてずっと後まで残ってしまいます。これが青少年課のコメントとして流通します。だから聞いているんです。

A　コメントした本人じゃないので、何とも。それにこっちが言った通りじゃなくて、記者の方の手が加わっているかもしれませんし。

Q　これではまるで、有害指定されたことを根拠に、青少年課が出版社に自主規制を要請しているように読めます。

A　いや、そんなことはありません。青少年条例はあくまで、18才未満の判断力の未熟な青少年を保護するために、流通段階での規制を目的とするものです。だから一般成人の方には及ばないし、それを読むのもどう判断するのかも自由です。まして、出版社への要請だなんてことになれば、それこそ言論出版の自由に抵触して、たいへんな問題になってしまうでしょう。そんな意図は毛頭ありません。

Q　今回に限らず、有害図書に関する新聞報道ではそのへんがあいまいになっているので、誤解が起こりやすくて困ります。きちんとしてほしいと思います。有害指定は、あくまでも青少年を保護するための措置であって、一般成人は関係ない、18才以上の人間がこの本をどう判断するか、その価値観には介入しない、出版に関しても同様である。それが青少年課の見解だということですね。そいうふうに公表していいですね。

A　はい、そのとおりです。

A　ところで、みなさんは有害指定取り消しの申請をされるんですか。

Q　今回の回答をみんなで検討した上で、これからどうするか考えたいと思っています。取り消し申請した場合は、すぐ審議会にかけてもらえるんですよね。

A　こちらで検討して、その結果妥当だということになれば。

Q　え～、それじゃ話がまるで違うじゃありませんか。前の質問では、青少年課の段階では一切フィルターをかけるような事はしない、という回答だったでしょう？

A　いや、何事もそう極端な物言いをしたらおかしくなってしまいますよ。

Q　わたしたちは、今日出席できなかった会員に、正しく報告しなけりゃならないんですよ。その場合、一切の条件なしで審議会にかけるという回答でした、というのか、青少年課で検討して認めたものだけをかける、というかじゃ、大変な違いです。

A　たとえば、審議会では優良図書の推奨ということもやっています。これについては、市立図書館の職員の方にも、優良図書を推薦していただいたりして、ご協力いただいています。そういう優良図書を、ですね、有害指定して欲しいと申請されたら、これはちょっとできませんよ。だから、あくまでも常識の範囲内で、ということです。

Q　有害指定申請も、指定取り消し申請も、ノーチェックで審議会にかけるのではなくて、青少年課がある程度判断する、しかしそれは常識の範囲内で、フィルター機能は最小限にとどめる、それが正しい回答だということですね。

A　ええ、そういうことですね。この第19条の、何人も有害指定や指定の取り消しを申請できる、という条項は、静岡県の青少年条例の特徴で、できるだけ県民に開かれた条例にしたいという思いで作られているのですよ。その辺をくみ取っていただきたいですね。

文責・静岡市の図書館をよくする会事務局　担当　佐久間美紀子